

事務連絡
令和2年9月9日

各所属所長 様

公立学校共済組合神奈川支部事務長

被扶養者の認定要件の確認について

令和2年8月25日付け公共神第120号により通知しました「被扶養者の認定要件について」の手続きについて、改めて別添のとおりお示ししますので、遺漏のないようよろしくお願いいたします。

問合せ先
給付グループ 齋藤・佐野
電話 045-210-8179 (直通)

被扶養者の認定要件の確認方法について

令和2年4月から法令改正に伴い、被扶養者の認定要件に「国内居住要件」が追加されました。

そのため、令和元年度以前に認定された被扶養者については、「国内居住要件」の確認が行われていませんので、今年度改めて認定要件の確認を行う必要があります。

「国内居住要件」の確認方法は、法令により住民基本台帳に住民登録されているかを「住民票」で確認することと示されています。

については、各所属所において、対象となる被扶養者の住民票※の提示を対象の組合員に依頼し、「被扶養者国内居住要件確認一覧」で記載内容を確認のうえ、「被扶養者国内居住要件確認一覧」の原本を給付グループまで提出してください。

なお、各所属所においては、その原本を提出する際、必ずコピーをとって保管をしておいてください。また、保存期間は各所属所の基準で対応してください。

※ 「住民票」とは：各自治体においては、住民票を電子管理していますので、令和2年4月1日以降の証明日がある「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」で証明日現在の住所の確認を行ってください。

なお、住所を確認した住民票等は、各所属所で保管をお願いするものではありません。

【手続きの流れ】

